

豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）の予防接種を実施した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、進学や就職などの人生の大切な節目を迎える中学3年生、高校3年生等の者が、インフルエンザ予防接種を受ける際にかかる費用を補助することにより、これらの者のインフルエンザの発症や重症化を予防し、進路決定における重要な時期を安心して過ごせるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

保護者等 未成年の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で社会通念上未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、インフルエンザ予防接種時に豊田市に住民登録のある次の各号のいずれかに該当する被接種者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、被接種者のインフルエンザ予防接種費を負担した場合とする。

(1) 予防接種を受けた日の属する年度に15歳となる者

(2) 予防接種を受けた日の属する年度に18歳となる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる者が当該年度の10月1日から翌年1月31日までの間に受けた、インフルエンザ予防接種（国内で薬事承認を受けたワクチンを使用した場合に限る）1回分の費用とする。なお、他の助成制度による給付があるときは、その額を控除した額とする。ただし、被接種者1人につき補助金の額は5,000円を上限とし、補助回数は1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(1) 当該インフルエンザ予防接種の費用を支払ったことが証明できる書類（領収書等）の原本

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 規則第10条に定める実績報告は、前項に定める書類をもって代えるものとする。
- 3 申請時に指定できる振込口座は普通預金口座のみとする。
- 4 第1項の申請書兼請求書および添付書類の提出は、あいち電子申請・届出システム（平成16年電子申請・届出システム利用規則）による届出をもってこれに代えることができる。

（交付の決定、通知及び交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をする。

- 2 前項の交付の決定をもって補助金の額を確定したものとみなし、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知した後に、当該額を交付するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、豊田市インフルエンザ予防接種費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が規則第5条第3項に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団を密接な関係を有する者に該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた申請書が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）法令又はこの要綱の規定に違反したとき
 - （2）虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - （3）その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき
- （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。